

鹿児島市立草牟田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

鹿児島市立草牟田小学校いじめ防止基本方針は、これまで推進してきた学校の取組をより実効的なものとして、学校、家庭、地域住民その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、鹿児島市いじめ防止基本方針に基づき、次のような基本理念をもって、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

【基本理念】

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

【いじめの認知】

- 特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（心の教育推進委員会－いじめ防止対策委員会）」を活用して行う。

【いじめの判断】

- 表面的・形式的に行わない。
- いじめられた児童の立場に立つ。
 - ・ 冷やかしやからかい等も軽視することのないように誠意をもって対応する。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。
 - ・ 外見的にはけんかのように見える場合など
 - ・ インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など

- いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。
 - ・ 好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など

いじめの態様（例）

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ，しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について，不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれ，集団によって無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際，集団の中に入れてもらえない
 - ・ わざと会話をさけられる
 - ・ 意味もなく席を離されたり，避けるように通ったりされる
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行される，通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して，よく技をかけられたり，叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり，蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ，傷をつけられる，ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり，個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

【本校のいじめの問題に対する基本姿勢】

- ① いじめの問題に係る事件・事故を，対岸の火事ではない，という危機感をもつこと。
- ② いじめを発見したら，放置せず体を張ってでも止めること。
- ③ いじめられる児童を絶対に守り抜くこと。
- ④ 「いじめは，卑怯で卑しい行為であり，決して許されないこと」という強い認識をもつこと。
- ⑤ いじめる児童に対し，毅然とした態度で指導すること。
- ⑥ 重大事案には，警察等関係機関と必ず連携すること。
- ① いじめられた児童に徹底的に寄り添い，迅速に組織で対応すること。

【連携する外部機関】

| 関係機関 | 電話番号 |
|-------------------|----------|
| 鹿児島市教育委員会青少年課 | 227-1971 |
| 県警察本部（少年サポートセンター） | 232-7869 |
| 鹿児島県西警察署 | 285-0110 |
| 草牟田交番 | 223-3821 |
| 県教育総合センター教育相談課 | 294-2788 |
| 県中央児童相談所 | 264-3003 |
| 鹿児島市子ども福祉課 | 216-0269 |
| 民生委員・主任児童委員 | |

(1) いじめの防止

いじめはどの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が下記について取り組む。

- ① 学校の全教育活動を通して、すべての児童に「いじめは、卑怯で卑しい行為であり、決して許されないこと」の理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を行う。
 - ・ 「いじめ問題を考える週間」や「ニコニコ月間」等で、全校児童を対象に全校朝会等で、いじめに関する講話の実施
 - ・ 人権教育の充実－「自分の大切さと共に、他の人の大切さを認めること」の周知徹底
 - ・ 道徳教育、特別活動、各教科指導の場での人権教育の充実
 - ・ 「心の教育の日」を設定し、全校一斉で道徳の授業の実施
- ② 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり（授業改善）
 - ・ 居場所づくりのための話し合い活動の充実及びソーシャルスキルトレーニング
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組を行う。
 - ・ 道徳や特活の授業におけるアサーショントレーニング
 - ・ 携帯電話・インターネットに関する調査等の結果を基にした分析と対応

※アサーション・トレーニングとは、自分も相手も大切にしたい自己表現を身につけていくトレーニング
- ④ 全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの基板づくりに努める。
 - ・ 朝の会や帰りの会等で自分や友達の「よさ」を見つける活動
 - ・ 思いやりや親切な行動をとった児童への称賛・激励の場の設定

⑤ いじめについて自己評価を行うとともに、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図りながら、児童、保護者、地域に対しても認識を広め周知徹底を図る。

- ・ 各学期の学校評価における評価と改善
- ・ 校内研修等の実施（いじめについての事例研修，情報モラル研修等）
- ・ 全校朝会，学年集会等における校長をはじめとした担当教員からの講話
- ・ P T A総会や学級P T A，校区青少年健全育成実行委員会，学校便りや学級通信，関係資料等における啓発

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めるために下記の取組をする。

① 日頃の児童の観察

◎ 早期発見のポイント

- ・ 児童の些細な変化に気づくこと
- ・ 気づいたら情報を共有すること
- ・ 情報に基づき，スピード感をもって対応すること

- 健康観察：一人一人の表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底等
 - 授業中：姿勢，表情，視線，忘れ物，教科書・ノート等の落書き，隣の机との距離等
 - 休み時間：独りぼっち，「遊び」と称してからかいの様子等
 - 給食：グループから机を離して食べる，食欲がない，極端な盛り付けをされる，当番を押し付けられる等
 - 登下校：独りぼっち，荷物をもたされる等
 - インターネット上のいじめ：アンケート調査や個人面談等
- ② 「学校生活についてのアンケート」の実施及びその結果に応じた面談の実施
- アンケートの実施：6月・11月・2月（緊急の場合有り）
 - アンケートの結果：学校全体で情報共有する（いじめ防止対策委員会全体会）
 - アンケートの結果の活用：アンケート結果に応じて，児童と面談を行う。面談した児童について，学年・学校全体で情報共有し，迅速かつ誠意をもって対応する。

(3) いじめへの対処

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり，情報を把握したりしたときは，「いじめ対策必携」（H26.3県教委改訂）に基づき下記の要領で誠意あるスピーディーな対応をする。

- いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。
- いじめられている児童を守り通すとともに，毅然とした態度でいじめられている児童を指導する。

(4) いじめ問題等への基本的な対応の流れ

いじめ情報の入手

⇒ 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

情報収集の内容

- 誰が誰をいじめているのか?・・・【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか?・・・【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか?
どんな被害を受けたのか?・・・【内容】
- いじめのきっかけは何か?・・・【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか?・・・【期間】

情報収集の手段

- 草牟田っ子仲良しアンケートの実施
- 日記、連絡帳など
- 子どもとの会話
- 養護教諭との連携
- 保護者との連携
- 日常生活の観察
- 教育相談

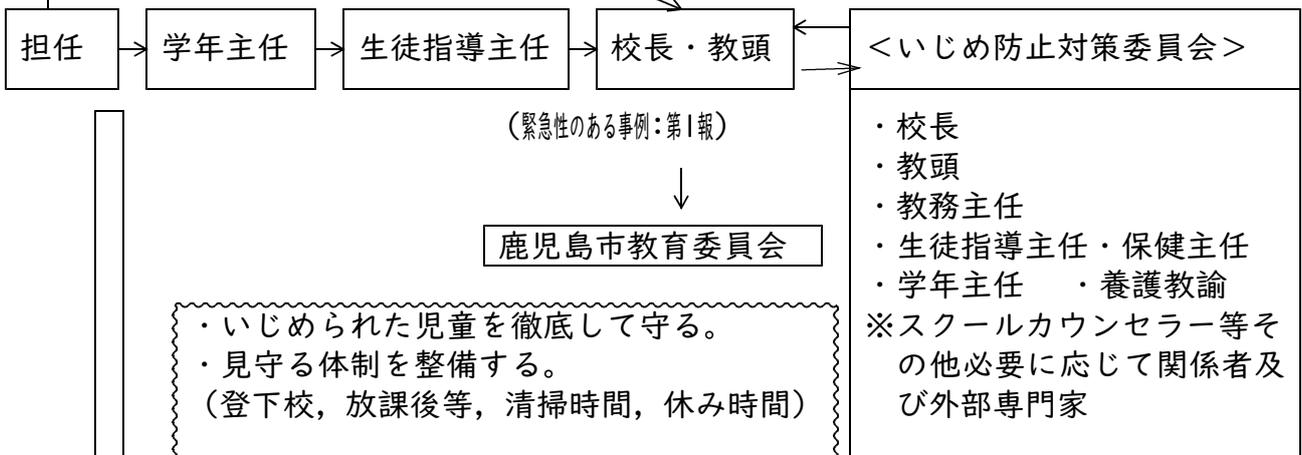
情報入手の留意点

- 「いじめはない」などの個人的な解釈で看過しない。
- 他の教師からの情報の協力をもらう。
- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

担任が陥り易い傾向

- 自分の責任と思い込み、自分だけで解決しようとする。
- 指導力が否定されたと感じる。
- 解決を焦る。

いじめ対応チームの編成



対応方針の決定・役割分担

対応方針会議での協議内容

- 緊急度の確認（命に関わる可能性があるか）
- 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討）
- 具体的な指導・援助の方針の検討（役割分担，支援チームの構成）
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- 保護者への対応
- 関係機関との連携の方向性

⇔対応方針について

教育委員会へ相談
【教頭】

役割分担

【担任，教頭】・いじめられた児童の事情聴取と支援
・いじめた児童の事情聴取と指導



校長へ報告 → 指示

【教頭】・保護者への対応
・関係機関への対応
・教育委員会へ対応方針について連絡・相談

【教務】・周囲の児童生徒と全体児童への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

児童

- いじめられた児童，いじめた児童，周囲にいる者から個別に聴き取りを行う。
- いじめの状況，いじめのきっかけ等をじっくり聴き，事実に基づく指導を行えるようにする。
- 事情聴取は，被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- 情報の食い違いが無いように，複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 聴取を終えた後は，当該児童を自宅まで送り届け，教師（教頭同行）が保護者に直接説明する。

保護者

- 直接会って，具体的な対策を話す。
- 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

具体的な対応の仕方

いじめられた児童への基本的な関わり方

- ① 児童の安全の確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童生徒の話聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ③ 具体的支援については、本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。

上記のポイントを押さえながら、いじめられた児童の心のケアを心がけていく。

いじめられた児童への対応

- ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- ④ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるように、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめられた児童生徒と個別面談をする際の留意点

- ① 秘密が守られる環境を用意する。
- ② 焦らずせかさず共感的に接する。
- ③ 心の整理をする時間を確保する。
- ④ むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- ⑤ まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

いじめた児童への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた児童生徒の心の痛み気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化潜在化したりすることがないように注意深く継続的に指導していく必要がある。

いじめた児童への対応

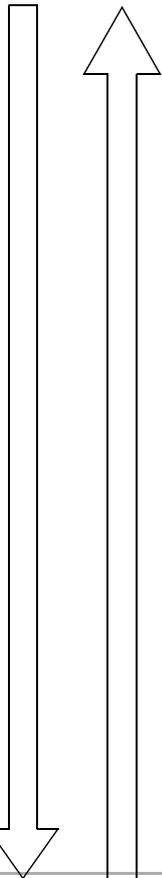
- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させいじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、周りの子どもからの情報を収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

いじめた児童と個別面談をする際の留意点

- ① “開き直り”に対処する。
暴力行為について「ただ遊んでただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない
「確かに、〇〇（いじめられた児童）にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない」と自分の都合の良い方向に解釈することがある。
- ③ “いじめ”という言葉を使わずに指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りてただけ」と自分の都合の良いように取り繕うとする児童もいる。「自分のものがなくなったり、他の人が使っていたりしたら、あなたは思う？」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように、“いじめ”という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと指摘する。

いじめられた児童の保護者への対応

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に對して弾力的に対応する。



いじめた児童の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 子どもよりも良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

傍観者等への対応

- ① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応



状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

いじめ対応チームによる対応

- 学校生活での意図的な観察及び助言
（該当児童と周りの児童の状況）
【学級担任、学年主任、養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援）
【生徒指導主任・管理職】
- 保護者との連携支援
【学級担任、管理職】
- 関係機関との連携支援
【管理職、スクールカウンセラー】
- その後の状況について教育委員会へ報告
【管理職】

【いじめ解消の定義】 →いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続し、被害者が心身の苦痛を受けていない状態

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

- いじめについては、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気づいていないいじめがある」「一件でも多く発見し、一件でも多く解決する」との基本姿勢をもち、学校では軽微なこと（冷やかし・からかい等）でも全職員で対応していくことを子どもはもちろんのこと、家庭や地域に十分に理解してもらう機会をもつ。
- いじめに関して、学校は「いじめられている子どもを絶対に守る」姿勢を貫くことや、いじめている子どもに対しては、状況に応じて、懲戒（具体的な提示）や出席停止の措置（当該保護者の認識及び市教委の判断を仰ぎながら執行）等を講じていくことなど、学校としての毅然とした方針を明確にしていく機会をもつ。
- いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こることのないように、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。
- P T A 評議委員会や P T A 総会の場の設定、学校関係者評価委員会との連携、草牟田校区青少年健全育成実行委員会等で、いじめに関する学校基本方針の説明会、経過報告会等の実施及学校だよりなど各種広報による積極的な啓発を行う。
- 学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携をとる。

(6) 重大事態への対処

① 「重大事態」の定義

- ア いじめにより、当該児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより、当該児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- ウ その他の場合
 - ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

③ 全校体制による緊急対応

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処する。市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

○ 役割分担

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 事態の状況確認, 情報収集, 情報整理 【担任・教頭・教務・生徒指導】○ 児童の状況確認と支援・指導, 児童・保護者・教職員の心のケア 【養護教諭・臨床心理相談員・スクールカウンセラー】○ PTA・警察などとの連携 【教頭】 |
|--|

④ 市教育委員会による緊急指導・支援

市教育委員会と緊密な情報連携を図り、以下の指導・支援をもらう。

- ・ 情報確認, 情報収集, 情報整理などに係る必要な指導
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携に係る支援 など

⑤ 調査の主体及び調査を行うための組織

ア 調査主体の判断

学校から報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。その際、市教育委員会は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを十分踏まえて判断する。

イ 調査を行うための組織

- 学校主体の場合→「いじめ防止対策委員会」
 - ※ 市教育委員会は学校に対して必要な指導, 人的措置を含めた適切な支援を行う。
- 市教育委員会主体の場合→「鹿児島市いじめ問題等調査委員会」
 - ※ 「鹿児島市いじめ問題等調査委員会」は, 市教育委員会・学校と連携し, 中立的な立場で調査を行う。

⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が,

- ・ いつ (いつ頃から)
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような状態であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急べきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
- ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
 - ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
 - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施
- イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合
(いじめられた児童が入院または死亡した場合)
- ・ いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

⑦ その他の留意事項

○ 心のケア

いじめられた児童及びその保護者、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることを考慮し、調査の実施と平行して、臨床心理相談員やスクールカウンセラーによる心のケアを行う。

○ 自殺の調査

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴き取る。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取り扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

○ 報道取材等への対応

情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行うために、市教育委員会と十分連携して対応する。なお、亡くなった児童の尊厳保持や子どもの自殺の連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にする。

3 いじめ防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を効果的に行うため，組織的な対応を行うため中核となる常設の組織としていじめ防止対策委員会を設置する。(組織図参照)

これは，いじめに対しては，学校が組織的に対応することが必要であり，また，ケースによっては，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，警察経験者など外部の有識者が参加することにより，より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待される。

また，学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては，本校職員，すべての保護者や児童，地域住民などの参加を図るためにも，職員会議，PTA総会，地区青少年育成会などの場で本取組を広く紹介し，協議，検証しながら，学校のみでの対応でなく，家庭や地域ぐるみの防止のための組織としての活性化を図っていく。

草牟田小学校 いじめ防止対策委員会

(設置)

第1条 草牟田小学校では，平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき，本校において「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

第2条 学校内外におけるいじめの未然防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を組織的に適切かつ迅速に対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は，校長，教頭，三主任（教務，保健，生徒指導），学年主任，養護教諭，必要に応じてスクールカウンセラー等によって構成する。

(取組内容)

第4条 委員会は情報の収集と実態把握・相談活動の充実を図る。その際は，児童や保護者の思いや立場に立った視点で正確な情報が得られるように努めると共に，職員の指導力向上，いじめの未然防止・早期発見，いじめ事案が発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして，次の業務を遂行する。

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ④ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ⑤ いじめを行った児童に対する指導
- ⑥ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する方々との連携

4 いじめ防止対策のための年間指導計画

| | 計画及び評価 | 実態把握等 | 留意点 |
|----|--|---|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ対策に関わる共通理解 【職員会議】 ○ 年間を通じた取組等についての検討 【いじめ防止対策委員会】 ○ 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり (グループエンカウンターなど) 【学級活動】 ○ 保護者へのいじめ対策についての説明 【家庭訪問】・【学級PTA】 ○ 家庭での子どもの様子の確認といじめ対策の説明(ホームページへの公表) ○ 「いじめ問題を考える週間」の実施 (全学年簡易実態調査の実施) ○ 道徳(生命尊重)の実施 ○ 生徒指導事例研修の実施 【職員研修】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園, 保育園, 学年間の情報交換指導記録の引き継ぎ ○ 定期生徒指導報告 ○ 家庭訪問 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの被害者, 加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ○ いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を示す。 ○ 「いじめ問題を考える週間」に全学級で道徳または, 学級活動の授業を行う。 ○ 全児童の顔写真入りの名簿を作成する。 ○ 保護者への啓発 【学級PTA, PTA総会】 ○ 家庭との連携を深められるよう, 家庭訪問時にいじめ対策について説明をする。 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童会によるあいさつ運動の実施(通年) ○ 運動会を通じた人間関係づくり ○ 心の教育推進委員会の実施 ○ ニコニコ月間への積極的な取組(標語, ポスターへの参加) (実態調査・学校楽しいーとの実施) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期生徒指導報告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 運動会のスローガン作成 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評価の実施(児童・保護者・職員) ○ 学級の諸問題についての話し合い活動 【学級活動】 ○ 心の教育推進委員会の実施 ○ 学校評議員会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期生徒指導報告 ○ 学校評価 ○ 仲良しアンケートの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評価ではいじめ対策への取組について評価してもらい, 今後の指導に生かす。 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一学期の学級経営の反省 【学級PTA】 ○ 道徳(思いやり)の実施 ○ 保護者対象の教育相談の実施 【教育相談】 ○ いじめ防止基本方針の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県いじめアンケートの実施 ○ 定期生徒指導報告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ対策について点検する。 ○ いじめ対策, 状況について説明する。 |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題，教育相談にかかわる研修講座への参加 ○ 保護者対象の教育相談の実施【教育相談】 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容について共有するようにする。(研修内容報告) ○ いじめ対策，状況について説明する。 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめ問題を考える週間」の実施(全学年簡易実態調査の実施) ○ 道徳(集団生活のvgfdg向上) ○ 生徒指導事例研修の実施【職員研修】 ○ 修学旅行を通じた人間関係作り【学級PTA】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期生徒指導報告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童や教師の実態に合った研修を行う。 ○ 全学級で道徳または，学級活動の授業を行う。 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童対象の教育相談の実施【教育相談】 ○ 宿泊学習を通じた人間関係作り ○ 生活指導上の問題点の把握と対策(実態調査・学校楽しいーとの実施) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期生徒指導報告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全児童を対象として教育相談を行う。夏休みに教育相談ができなかった保護者も対象である。 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童対象の教育相談の実施【教育相談】 ○ 学級の諸問題についての話し合い活動【学級活動】 ○ 学校評価の実施(児童・保護者・職員) ○ 学校評議員会 ○ いじめ防止基本方針の見直し【学級PTA】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 仲良しアンケートの実施 ○ 定期生徒指導報告 ○ 学校評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評価ではいじめ対策への取組について評価してもらい，今後の指導に生かす。 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権週間の設定 ○ 二学期の学級経営の反省 ○ 道徳(友情・信頼)の実施 ○ 心の教育推進委員会の実施 ○ いじめ防止基本方針の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期生徒指導報告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ対策について点検する。 ○ いじめ対策，状況について説明する。 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめ問題を考える週間」の実施(全学年簡易実態調査の実施) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期生徒指導報告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学級で道徳または，学級活動の授業を行う。 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の諸問題についての話し合い活動【学級活動】 ○ 生徒指導事例研修の実施【職員研修】 ○ 一年間の学級経営の反省【学級PTA】 ○ 学校評議員会 ○ 生活指導上の問題点の把握と対策(実態調査・学校楽しいーとの実施) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 仲良しアンケートの実施 ○ 定期生徒指導報告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事例研修では，次年度へ引き継ぐための具体的な内容について学年部で話し合う。 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 心の教育推進委員会の実施 ○ 新学年への引き継ぎ資料を作成 ○ 小中連絡会 ○ いじめ防止基本方針の見直し | | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに関する情報を確実に引き継ぐ。 |